

以て掛紙と本紙とにかけて契印になすべし。

第百九十三條 行政區畫土地の各稱又は地番號の變更ありたるときは當然之を改正したるものと看做す

(註釋) 行政上に土地の區畫土地の名稱または土地の番號の變りたるときは、戶籍に記したる是等の區畫名稱または番號は當然これが改正をなしたるものと看做すなり。

第百九十四條 第百七十九條及び第百八十條の規定に依りて戶籍を編製したるときは戶籍吏は遲滯なく其の副本を監督區裁判所を管轄する地方裁判所に送付することを要す

(註釋) 本法第百七十九條第百八十條に定めたるところのものに依りて、戶籍を編製したるときは、戶籍吏に於いては直ちに其の副本を

監督區裁判所を管轄するところの地方裁判所に送るべきものとす。

第七章 戶籍に關する届出

第百九十五條 戶籍吏の管轄地外に本籍を轉せんと欲するときは、戶主より左の諸件を具し、戶籍の謄本を添へて之を轉籍地の戶籍吏に届出づることを要す
一 轉籍者の氏名出生の年月日及び職業
一 原籍地及び轉籍地

前項の届出は正副二本を作することを要す

(註釋) 戶籍吏が管轄地外に其の本籍を移さんと欲するときは、戶主より左の諸件を具し、戶籍の謄本を添へてこれを轉籍すべき先の戶籍吏に届出づべし。

一轉籍者の氏名、生まれたる年月日及び其の職業。

一原籍地と轉籍先。

前項に規定したる届書は正本副本の二通を作るべし。

第百九十六條 戶籍吏の管轄地内に於て本籍地を變更せんと欲するときは戸主より原籍地及び新本籍地を具して其旨を戶籍吏に届出づることを要す

(註釋) 戶籍吏の管轄地内に於いて本籍地に變更せんと欲するときは戸主より原籍地と新本籍地とを具して其旨をば戶籍吏に届出づべし。

第百九十七條 届出の缺漏其他の事由に依り本籍を有せず又は復本籍を有するものは就籍又は除籍の届出を爲さんとする戶籍役場の所在地を管轄する區裁判

所の許可を得て其届出を爲すことを要す

(註釋) 戶籍にかゝる届出を漏らし又は其の届出に不備の廉などありてか又は其の外の事由に依りて本籍を有せず即ち無籍なるもの又は二つ重なりて本籍あるものはそれ〱就籍するか又は除除するの届出をなさんとするものは其の戶籍役場を管轄するところの區裁判所の許可を得て其の届出をなすべし。

第百九十八條 就籍の届出は許可の裁判が確定した

る日より十日内に左の諸件を具し裁判の謄本を添へて就籍すべき戶籍地の吏に之を爲すことを要す
一就籍すべき者の氏名族稱出生の年月日時職業及び就籍すべき地
二就籍すべき者の父母の氏名及び其者と父母との續

二柄

三本籍を有せざりし原因

四就籍すべき者が前に本籍を有せしときは其舊本籍地

五就籍すべき者が戸主なるときは其旨

六就籍すべき者が家族なるときは戸主の氏名、族稱、職

業及び其者と戸主との續柄

七就籍すべき者が戸主及び家族なるときは戸主、家族の別及び家族と戸主との續柄

八就籍すべき者が他家より入りて戸主又は家族と爲りたる者なるときは其原籍地原籍の戸主の氏名、族

稱及び其戸主と就籍すべき者との續柄

前項第六號及び第七號の場合に於いて就籍すべき家

族が他家より入りて他の家族の配遇者と爲りたる

ものなるとき又は他の家族を経て戸主との親族關係を有するものなるときは届書に其者と戸主との

續柄の外他の家族との續柄を記載し若し他の家族

とのみ親族關係を有するものなるときは其者と他の家族との續柄のみを記載することを要す

第百九十九條 除籍の届出は許可の裁判が確定したる日より十日内に左の諸件を具し裁判の謄本を添へて除籍すべき地の戸籍吏に之を爲すことを要す

一 除籍すべきものの、氏名、族稱、職業、本籍地及び復本籍地

二 復本籍を有する原因

三 除籍すべき者が本籍と復本籍とに於て身分を異にするときは本籍並に復本籍に於ける身分及び其身分の異なる原因

(註釋) 籍を除くべき届出は其の籍を除くべき許可の裁判が確定したる日より十日以内に左の諸件を具してこれに其の裁判の謄本を添へ原籍をなすべき地の戸籍吏にこれを届出づることを要するなり。

一 籍を除くべき者の氏名、華士族、平民の區別、職業、本籍地及び二重に

なりたる本籍地。

二 二重に本籍を有する原因

三 籍を除くべきものが本籍と二重の本籍とに於いて身分が違ふときは本籍と二重の本籍とに於ける身分及び其の身分の違ふ原因。

第二百條 就籍又は除籍すべき者が家族なるとき又はは戸主及び家族なるときは前二條の届出は戸主より之を爲すことを要す

(註釋) 新に籍に就くが、または籍を除かるべきものが戸主にあらすして家族なるとき、或ひは戸主と家族なるときは第百九十八條、第百九十九條に定めたる届出は、其の戸主より之れをなすべきものとす。

第二百一條 第百九十八條及び第百九十九條の規定は

確定判決に依りて就藉又は除藉の届出をなす場合に之を準用す

(註釋) 本法第九十八條と第九十九條に定められたるものは、確定判決に依りて、藉に就くか、または藉を除くかの届出をなす場合に於いても亦之れを適用するものなり。

第二百二條、第四十三條、第四十四條、第四十六條、第四十九條乃至第五十二條、第五十四條、第五十五條、第五十八條及び第六十二條乃至第六十六條の規定は本章の届出に之を準用す

(註釋) 本法第四十三條、第四十四條、第四十六條、第四十九條より第五十二條まで、第五十四條、第五十五條、第五十八條、及び第六十六條に規定したるものは、本法第七章戸籍に關する届出についても、これを準

用するものとせり。

第八章 抗告

第二百三條 身分登記又は戸籍に關する事件に付き戸籍吏の處分を不當とする者は、戸籍役場の所在地を管轄する區裁判所に抗告を爲すことを得

(註釋) 身分の登記または戸籍にかゝる事件について、戸籍の取扱方につき、不當と認むるときは、其の戸籍役場の所在地を管轄するところの區裁判所に訴ふることを得るなり。

第二百四條 抗告は管轄區裁判所に抗告狀を差出して之を爲す

抗告狀には届書又は申請書及び其他の關係書類を添ふることを要す

(註釋) 抗告は如何なる方法を以てこれをなすべきや、管轄區裁判所に向つて、抗告狀を差出すべし。
抗告狀には、届書または申請書をはじめ、其の他の關係書類は一切これを添ふべし。

第二百五條 抗告を受けたる裁判所は抗告に關する書類を戶籍吏に送付して其意見を求むることを要す

(註釋) 抗告を受けたところの裁判所は、抗告にかゝる書類をば、戶籍吏に送りて、これが見込を求むるものとす。

第二百六條 戶籍吏は抗告を理由ありと認むるときは處分を變更して其旨を裁判所及び抗告人に通知することを要す

抗告を理由なしと認むるときは其意見を付し送付を受けたる書類を五日内の裁判所に返還することを要す

(註釋) 戶籍吏に於いて、抗告を以て、其の理由のあるものと認むるときは、更に處分をなし、其の事柄をば、裁判所及び抗告人に向つて、必ず通知すべきものとす。
又戶籍吏に於いて、抗告を以て、理由なしと認めたるときは、其の意見を付け、前に送付し來りたる書類は、五日以内に、これを裁判所に返還すべきものとす。

第二百七條 裁判所は抗告を理由なしとするときは之を却下し其理由ありとするときは戶籍吏に相當の處分を命ずることを要す
抗告を却下し又は處分を命ずる裁判は決定を以て之

を爲し戸籍吏及び抗告人の送達することを要す

(註釋) 裁判所に於いて抗告を以て其の理由なきものとするときは、これを却下なし、又其の理由あるものとするときは、戸籍吏に向つてこれが相當の處分を命ずることを要す。

抗告を却下しまたは處分を命ずるところの裁判は決定を以てこれを爲し、これを戸籍吏と抗告人との送達すべきものとす。

第二百八條 裁判所の決定に對して法律に違背したる

裁判なることを理由とするときに限り民事訴訟法の規定に従ひて抗告を爲すことを得

(註釋) 抗告につき裁判所がなしたる決定に對し、其の決定が法律に違ひたる裁判あることを以て、其の理由とするときに限り、民事訴訟法の規定するところに従つて抗告をなすことを得るなり、故に此の場

合には、すべて民事訴訟法の規定に依るべきものとす。

第二百九條 抗告の費用に付ては非訟事件手續法の規定を準用す

(註釋) 抗告をなす等の費用についてはこれを負擔すべきものは誰なりや、是等はすべて非訟事件手續法に規定せられたるところのものゝを以て準用すべきものなり。

第九章 罰則

第二百十條 本法の規定に依り期間内に爲すべき届出

又は申請を怠りたる者は十二圓以下の過料に處せらる

(註釋) 戸籍法に規定せられたるところに依り、其の期限内に爲すべき届出または申請を怠りたるものは、十二圓以下の過料に處せらる

第二百十一條 期間内に届出又は申請を爲さざるに依り、戸籍吏が期間を定めて届出又は申請の催告を爲したる場合に於て尙ほ其届出又は申請を怠りたる者は四十圓以下の過料に處せらるる二回以上戸籍吏の催告に應ぜざる者亦同じ

(註釋) 期限内に届出で、または申請をなさざるに依りて、戸籍吏が何日までに届出又は申請をなすべしと、其の期限を定めて、これが催告をなしたる場合に於いて、尙ほその届出または申請をなさざるものは、四十圓以下の過料に處せらるゝなり、而して二回以上戸籍吏の催告に應ぜざるものも、亦右に同じきなり。

第二百十二條 戸籍吏は左の場合に於ては五十圓以下

の過料に處せらる

一 正當の理由なくして身分又は戸籍に關する届出若しくは申請を受理せざるとき

二 身分登記又は戸籍の記載を爲すことを怠りたること

(註釋) 戸籍吏は左に記載したる場合に於いては、五十日以下の過料に處せらるゝなり。

(一) 正當の理由なくして身分または戸籍にかゝる届出若しくは申請あるもこれを受理せざるとき

(二) 身分の登記または戸籍の記載をなすことを怠りたるとき

第二百十三條 戸籍吏は左の場合に於ては二十圓以下の過料に處せらる

一 正當の理由なくして身分登記簿又は戸籍の閲覧を拒みたるとき

二 正當の理由なくして身分登記又は戸籍の謄本若くは抄本を交付せず又は身分若くは戸籍に關する届出又は申請の受理の證明書を交付せざる時

(註釋) 戸籍吏は左に記載の場合に於いては二十圓以下の過料に處せらるゝなり。

(一) 正當の理由なくして身分登録簿または戸籍簿の閲覧を拒みたる時

(二) 正當の理由なくして身分の登記または戸籍の謄本若くは抜書を交付せずまたは身分若くは戸籍にかゝる届出または申請を受理したるところの證明書を渡さざる時

第二百十四條 本章に定めたる過料の裁判は過料に處

せらるべき者の住所又は居所の地を管轄する區裁判所之を爲す其裁判及び裁判の執行に付ては非訟事件手續法の規定を準用す

(註釋) 本法第九章に定めたる過料についての裁判は其の過料に處せらるべきものゝ住所または居所の土地を管轄する區裁判所がこれを爲すものなり其の裁判及び裁判の執行についてはすべて非訟事件手續法の規定に依るものとす。

第二百十五條 自己又は他人の利を圖り若くは他人を害する目的を以て身分又は戸籍に關し詐偽の届出若くは申請を爲したるものは十一日以上四年以下の重禁錮又は二圓以上百圓以下の罰金に處せらる

(註釋) 自分または他人の利益を圖り、若くは他人を害するの目的を以て、身分または戸籍にかゝり、詐偽の届出若くは申請を爲したるものは、十一日以上、四年以下の重禁錮、または二圓以上百圓以下の罰金に處せらるゝなり。

附 則

第二百十六條 市町村長を置かざる地に於ては市町村長の職務を行ふ吏員を以て戸籍吏とし、其の吏員の職務を行ふ役場を以て戸籍役場とす

市町村長の職務を行ふ吏員の事務を代理すべき者なき地に在りては監督區裁判所を管轄する地方裁判所の長、司法大臣の認可を得て豫め其事務を代理すべき者を定む

市參事會員其他戸籍吏の職務を行ふべき吏員なき地に於て此等の者に代はりて戸籍吏の職務を行ふべき者とも亦前項の手續に依りて之を定む

(註釋) 市町村長を置かざる地、即ち未だ市制町村制を施行せざる土地、例へば、北海道、沖繩縣、臺灣のごとき地に於いては、市長町村長の職務を行ふ吏員を以て戸籍吏とし、其の吏員の職務を行ふ所の役場を以て戸籍役場となすなり。
市長町村長の職務を行ふ吏員の事務をば、代理すべきもの、なき地にありては、監督區裁判所を管轄する地方裁判所長が、司法大臣の認可を得て、前以て其の事務を代理して、これが處分をなすべきものを定むるものなり。

市參事會員其の外戸籍吏の職務を行ふべき吏員なき土地に於いて、此等のものに代りて、戸籍吏の職務を行ふべき者も、また前項の手續

によりて、之れを定むるものとす。

第二百十七條 本法の規定によりて納付する手数料は之を市町村の収入とす但國庫より戶籍役場の經費を支辨する地に在ありて之を國庫の収入とす手数料の金額は命令を以て之を定む

〔註釋〕 戶籍法に規定するところに依りて納むるところの手料は、みなことごとく市町村に之れを收入するものなり然れども國庫金を以て、戶籍役場の經費を支辨する地にありては、これを市町村の收入とせずして國庫に收むるものとす、又手数料の金額は、此に定めずして、別段に命令を以てこれを定むるものとす。

第二百十八條 本法の規定に依り届出人其他の者の署名捺印を要する場合に於て其者が印を有せざるるとき

は署名するを以て足る署名すること能はざるときは、名を代署せしめ捺印するを以て足る若し署名すること能はず且印を有せざるときは、名を代署せしめ捺印するを以て足る

前項の規定に依り捺印せず又は名を代署せしめ若くは捺印したる場合に於ては書面に其事由を附記することとを要す

〔註釋〕 戶籍法の規定するところに依り、届出人其の外のものが氏名を記し且つ印を押す場合に於いて其のものが、印を有たざるときは、たゞ氏名を記すを以て事足るなり、若し氏名を書くこと能はざるときは、氏名を代り書かしめ、これに印を押すを以て、事足る、若し又氏名を書くこと能はず、且つ印をも有せざるときは、氏名を代り書かしめ、

これに捺印せしむるを以て事足るなり。
前項に定むるところに依り、印をも押さず又は氏名を代り書かしめ、
若くは捺印したる場合に於いては書面に其の事由を附記すべきも
のどす。

第二百十九條 明治三十一年十二月三十一日までは従
前登記目録として備へたる帳簿を以て身分登記簿に
代用することを得

〔註釋〕 本條は特に便宜のため設けられたる條項なり、明治三十一年
十二月三十一日までは是れまで登記目録として備へある帳簿を以
て身分登記簿に代りて用ゆることを得るものとせり。

第二百二十條 登記目録の冊數又は紙數が身分登記簿
に代用するに足らざる場合に於ては明治三十一年十

二月三十一日までの身分登記簿に限り戸籍吏は第九
條の規定に拘はらず登記目録を作製すると同一の手
續に依りて之を作製することを得
前項の規定は登記目録の設なかりし地の身分登記簿
に之を準用す

〔註釋〕 登記目録の冊數または紙數が身分登記簿に代へ用ゆるに足
らざる場合に於いては、明治三十一年十二月三十一日までの身分登
記簿に限り戸籍吏は第九條に規定したるものに拘はらず、登記目録
を作ると同一の手續によりてこれを作ることを得るものなり。
前項に定めたるところのものは、登記目録を設けざりし地の身分登
記簿にこれを準用するものと定めたり。

第二百二十一條 本法の規定に依る戸籍を改製すべき

時期は各地又は一般に付き司法大臣之を定む
 本法施行後戸籍の記載を爲し又は新に戸籍を編製する
 場合に於ては其記載又は編製に付ては本法の規定
 に従ふことを要す但記載を要する事項にして其事實
 を知ること能はざるもの又は従前の戸籍用紙中其事
 項を記載すべき區畫の設なきものは其記載を省くこ
 とを得

(註釋) 戸籍法の定むるところに依り、戸籍の改製をなすべき時期は、
 各地または一般について、司法大臣がこれを定むるものなり。
 戸籍法の施行して後、戸籍の記載をなし、又は新規に戸籍を編製する
 場合に於いては、その記載または編製については、戸籍法に定むると
 ころに従ふべきものとす、但し記載せざるべからざる事項にして其

の事實の如何を知ること能はざるものまたは是れまでの戸籍用紙
 中其の事項を記すべき區畫の設なきものは、これが記載をなさいる
 も可なり。

第二百二十二條 明治四年四月四日布告戸籍法則明治
 十九年内務省令第十九號及び同年内務省令第二十二
 號は寄留に關する規定を除く外本法施行の日より之
 を廢止し其他の法令にして本法の規定に抵觸し又は
 重複するものは同日より之を廢止す

寄留に關する事務の監督に付ては第五條規定を準用す

(註釋) 明治四年四月四日付を以て布告せられたる戸籍法則明治十
 九年内務省令第十九號及び同年内務省令第二十二號は寄留に關係
 ある規定を除くの外、いづれも此の戸籍法を施行する日即ち明治三

十一年七月十六日より廢止せられしものとす、また其の外の法律規則にして戶籍法の規定に牴觸なし、又は重複するものは、是れ亦明治三十一年七月十六日より廢止せらるゝものとす。
寄留の事にかゝる事務を監督するについては、此の戶籍法に規定せられたる第五條によりて、これを適用するものとす。

故に其の監督は、區裁判所に於いて、之れをなすものとす。

第二百二十三條 本法施行の期日は勅令を以て之を定む』

〔註釋〕 此の戶籍法を施行すべき期日については、勅令を以てこれを定めらるゝものなり。即ち該法の施行期は本年六月廿二日の官報に勅令を以て本年七月十六日より施行する旨を發布せられたり。

戶籍法註釋終

明治卅一年七月十四日印刷
明治卅一年七月十七日發行

定價廿錢

發行者 東京市日本橋區本材木町二丁目十六番地 安 川 孝 吾

印刷者 東京市京橋區弓町二十三番地 橘 磯 吉

賣捌所 東京市日本橋區通油町 水 野 書 店

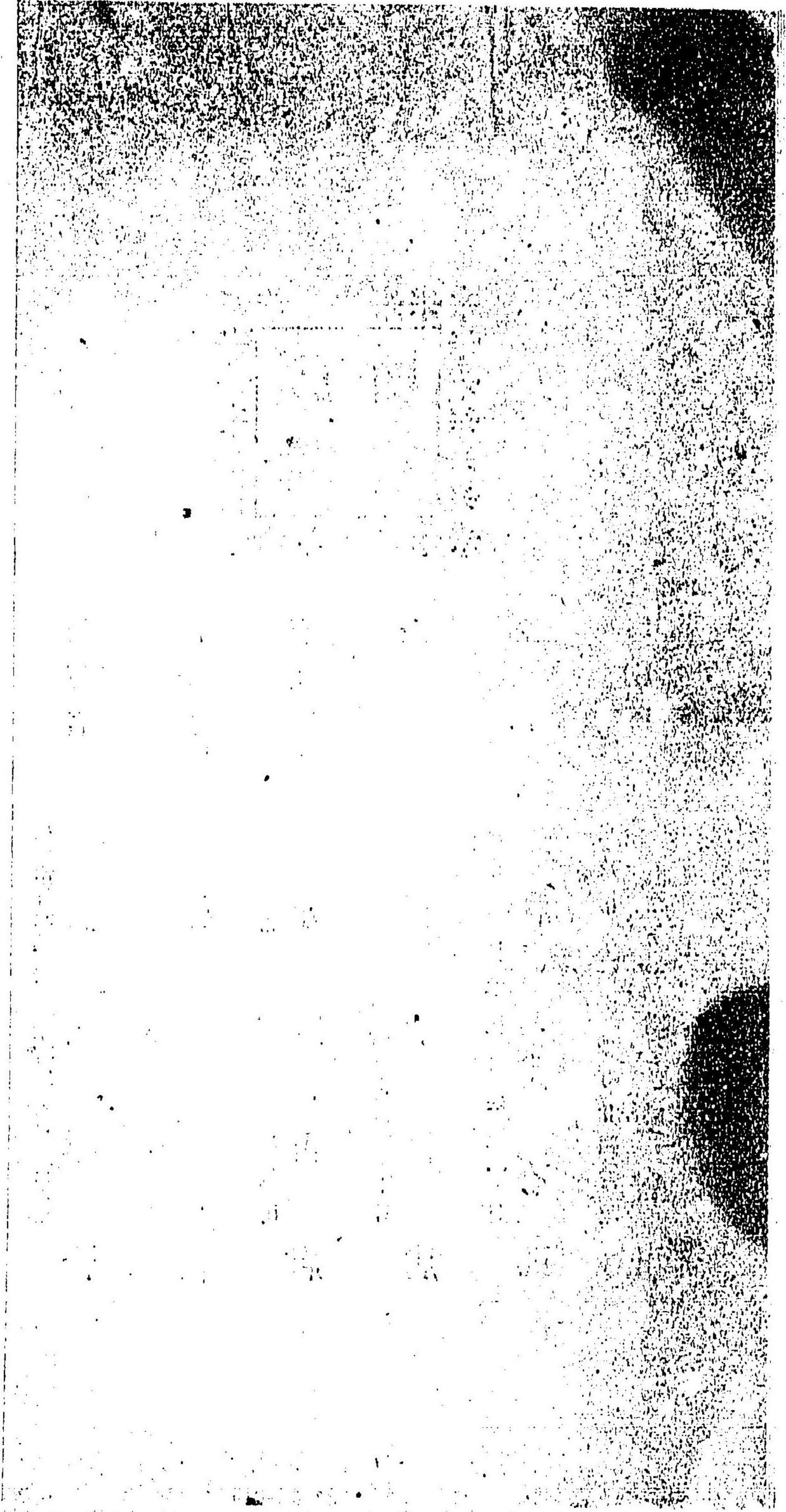
全 東京市京橋區南傳馬町二丁目 目 黒 書 店

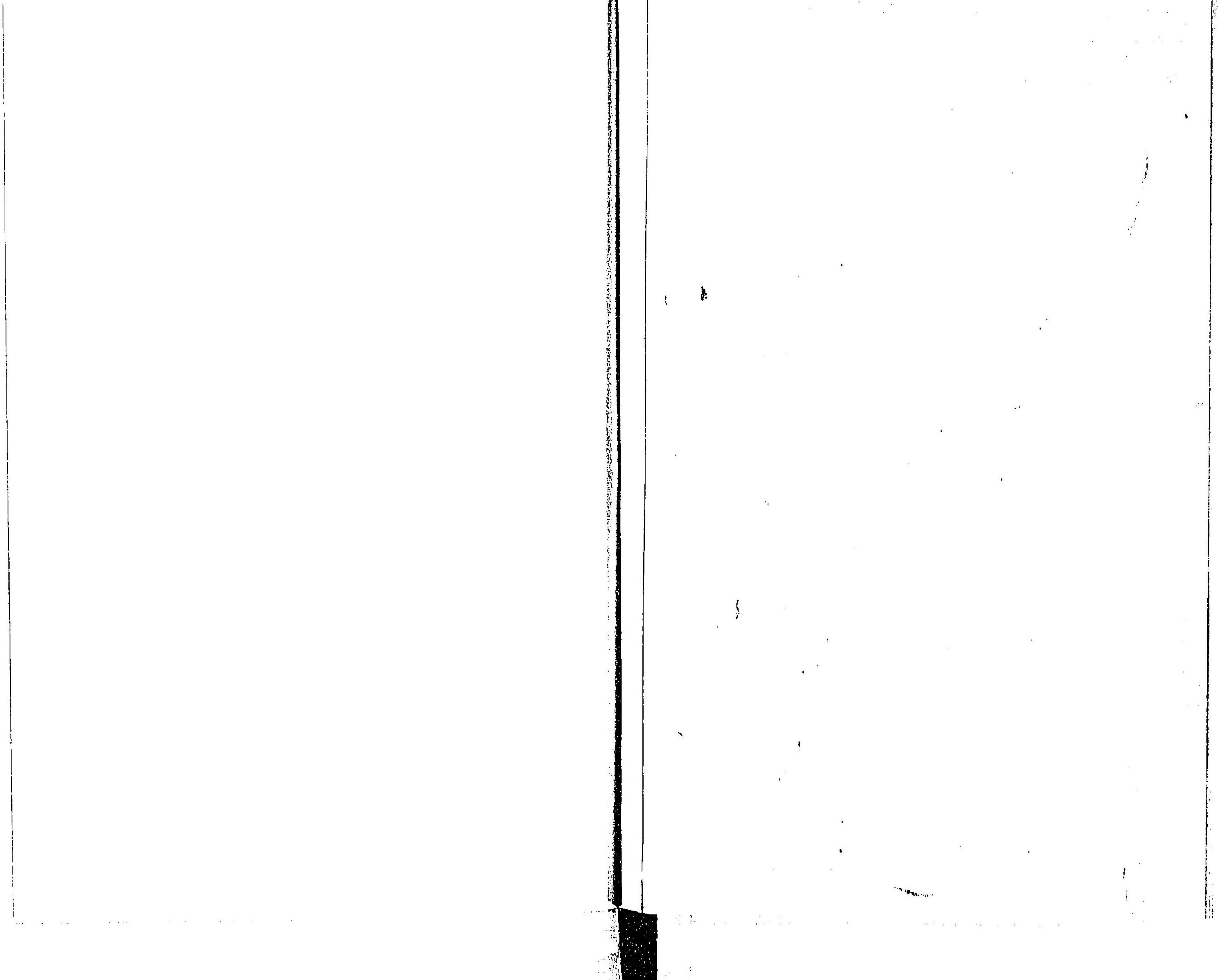
全 東京市日本橋區通四丁目 林 平 次 郎

印刷所 東京市京橋區弓町廿四番地 三 協 合 資 會 社



P





特14

136

戸籍法註釈

津田南涛

国立国会図書館

034613-000-8

特14-136

戸籍法註釈

津田 房之助/述

M31

BBM-0133

